

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年8月12日

**【四半期会計期間】** 第180期第1四半期（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

**【会社名】** 株式会社リーガルコーポレーション

**【英訳名】** REGAL CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 岩崎 幸次郎

**【本店の所在の場所】** 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

**【電話番号】** 047 - 304 - 7050（代表）

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役管理本部長 亀田 元之

**【最寄りの連絡場所】** 千葉県浦安市日の出二丁目1番8号

**【電話番号】** 047 - 304 - 7050（代表）

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役管理本部長 亀田 元之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社リーガルコーポレーション大阪支店  
(大阪市浪速区敷津東二丁目6番14号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第179期 第1四半期 連結累計期間	第180期 第1四半期 連結累計期間	第179期
会計期間	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月 30日	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月 30日	自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日
売上高 (百万円)	7,339	7,875	33,114
経常利益 (百万円)	138	610	1,042
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( ) (百万円)	108	240	439
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	72	428	409
純資産額 (百万円)	6,972	7,895	7,464
総資産額 (百万円)	29,362	28,097	28,458
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額( ) (円)	3.65	8.04	14.71
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)		8.01	14.68
自己資本比率 (%)	23.5	27.9	26.0

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第179期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 第179期第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、サプライチェーンの立て直しが進み生産活動が回復していくのに伴い、景気は上向きの動きがみられるものの、電力供給の制約や原子力災害及び原油高の影響により景気が下振れするリスクが存在するなど、先行きが読めない状況となっております。

当靴業界におきましても、異業種を交えた競争の激化や低価格販売志向による商品価格の低下など、依然として厳しい状況にはありますが、東北地方を中心に復興需要もあり、徐々にではありますが個人消費に持ち直しの兆しが見られるようになってきました。

このような環境のなか、当社グループは、ブランド特性に応じた販売チャネル別の営業体制の下で、店頭売上を重視した営業活動、リーガルブランドの更なる価値向上に向けた取り組みやカジュアル・コンフォート商品の開発などに注力するとともに、販売管理費などのコスト削減に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は7,875百万円（前年同四半期比7.3%増）、営業利益は594百万円（前年同四半期比211.3%増）、経常利益は610百万円（前年同四半期比340.5%増）となりました。また、株価の下落により投資有価証券を減損処理したことや繰延税金資産を取崩したことなどにより、四半期純利益は240百万円（前年同四半期純損失108百万円）の計上となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### 靴小売事業

ブランド・業態別では、「リーガルシューズ店」、「シューズストリート（ネット通販）」および「アウトレット店」が堅調に推移いたしました。特に東日本大震災以降、4月から東北地方を中心に復興需要の気運も高まり前年実績を大きく上回る実績を上げました。一方で「オンディーヌ店」や「ナチュラルライザーショップ」の売上が減少いたしました。

靴小売事業全体では前年売上実績を上回る結果となり、徐々に回復傾向が見られましたが電力不足による節電や大手デベロッパのバーゲンセール期間前倒しなど、例年とは状況が変化しており、先行きにやや不安が残る第1四半期でありました。

出退店につきましては、リーガルシューズ札幌パセオ店を出店し、フィットイン郡山店、杭州セントラル店（中国）を閉店いたしました結果、直営小売店の店舗数は、126店舗（前年同四半期125店舗）となりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,680百万円（前年同四半期比6.8%増）、営業利益は238百万円（前年同四半期営業損失36百万円）となりました。

## 靴卸売事業

紳士靴は、機能性を重視したカテゴリーの商品群が好調で、履き心地とデザインが充実した「リーガルウォーカー」や梅雨時対応商品が売上を伸ばし、震災による節電モードでクールビズが注目を集める中、素足で履けるカジュアルシューズが例年よりも好調に推移いたしました。一方で靴量販店・GMS(総合スーパー)向けの特注商材に関しては年々減少傾向にあり今後尚一層、市場動向の変化を見据えた付加価値商材の開発に注力していく必要があります。

婦人靴は、4月から5月の春物需要期において「リーガル婦人」がエレガンス品、カジュアル品ともに好調に推移、また紳士靴同様に早期の入梅の影響もあり「ビューフィット」のレインシューズが売上を伸ばしました。一方サンダルに関しては、6月後半からの他社でのバーゲンセールの前倒しもあり、当社のプロパー品は苦戦を強いられました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は4,153百万円(前年同四半期比7.5%増)、営業利益は330百万円(前年同四半期比116.3%増)となりました。

## その他

不動産賃貸料の収入など、その他事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は81百万円(前年同四半期10.1%増)、営業利益は16百万円(前年同四半期比46.7%減)となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、28,097百万円となり、前連結会計年度末に比べ360百万円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が1,832百万円増加しましたが、受取手形及び売掛金が769百万円減少したことや、敷金及び保証金が1,462百万円減少したことなどによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、20,202百万円となり、前連結会計年度末に比べ791百万円減少いたしました。これは、借入金の返済などにより、短期借入金が794百万円減少したことなどによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、7,895百万円となり、前連結会計年度末に比べ430百万円増加いたしました。これは主に、投資有価証券を減損処理したことなどによるその他有価証券評価差額金が193百万円増加したことや、四半期純利益を計上したことなどにより、利益剰余金が240百万円増加したことなどによるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が可能である以上、当社支配権の移転を伴う買付行為に対する判断は、最終的には株主の皆さまの意思に委ねられるべきものであると考えております。

一方、当社の財務および事業の方針決定を支配するものは、当社発展の原動力や企業価値の本質を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものでなければならないと考えております。

当社は、1902年（明治35年）1月の設立以来「日本の靴を、そして暮らしを豊かにする」という創業理念のもと、一貫して靴の企画・製造・販売に従事してまいりました。靴を履物であると同時に文化・生活の創造の原動力のひとつとしてとらえ、新しい価値の提案をこめることで事業の発展を図ってまいりました。そして企業価値の絶え間ない改革こそが当社発展の原動力であると考えますが、それは当社の長年の事業活動により蓄積されたノウハウや人材をはじめ、お客さま、お取引先さま、出店する地域の皆さまほか、ステークホルダーとの信頼に基づく緊密な関係があってはじめて可能となるものであります。こうした事業の前提となる基盤の構築・維持なくして当社の発展もなく、ひいては企業価値・株主の皆さまの共同の利益の向上を図ることはできないものと考えております。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための特別な取組みは、次のとおりであります。

靴事業を取りまく環境は、今後とも国内市場の成熟化が予測されるなか、経済連携協定の締結による輸入自由化の進展等もあり予測し難い状況にあります。当社における靴事業は、企画部門、製造・調達部門、卸売部門、小売部門より構成されておりますが、今後の中期的な事業の方向性といたしまして、従来の製造卸売業から靴小売事業に軸足を移した事業へと構造の転換を図ってまいります。マーケット指向でお客さまに新しい価値を提供し続けるためには、小売事業に軸足を移していく必要があり、そのシナジー効果を卸売事業と製造・調達事業に活かしてまいります。

当社の長い歴史の中で培われた高度な技術に、新しい提案をこめることで企業としての高付加価値化も進めてまいります。その他、納期の短縮・遵守率向上、調達のグローバル化への対応、人材の育成、財務体質強化等による経営基盤の強化を図ってまいります。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、取締役の任期を1年とした上、社外取締役1名および社外監査役2名を選任しております。監査役による取締役会への出席や業務状況の調査などを通じ、取締役会の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

#### 本プラン導入の目的

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買が可能である以上、株主の皆さまが特定の者の大量買付行為に応じて当社株式の売却を選択されるか否かは、最終的には各株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、突然大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか、あるいは買付行為の当否について株主の皆さまが短期間の内に適切に判断するためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆さまにとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、大量買付者が当社経営に参画したときの経営方針や事業計画、さらに当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大量買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料となると考えます。また当該大量買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、株主の皆さまに損害を与えることが懸念される場合には企業価値を守る措置をとることが当社の取締役としての務めであると考えます。

そこで、当社取締役会は、大量買付行為が行われる場合には、当該買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供および取締役会等の検討や大量買付者との交渉・協議等を行っていくための時間の確保のための一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

#### 本プランの対象となる当社株式の買付行為

本プランの対象となる当社株式の買付行為とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- ）特定株主グループが、注1の（ ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- ）特定株主グループが、注1の（ ）記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。  
各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

#### 特別委員会の設置

当社取締役会は、本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置することとしております。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している当社社外取締役、当社社外監査役ならびに社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。

特別委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断、大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

## 大量買付ルールの概要

当社が設定する大量買付ルールとは、(a)大量買付者に対して、事前に当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報の提供を求め、(b)大量買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保したうえで株主の皆さまに当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉・協議を行っていくための手続を定めています。その概要は以下のとおりです。

### (a) 大量買付者による当社に対する意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を当社取締役会に提出していただきます。

- (イ) 大量買付者の名称、住所
- (ロ) 設立準拠法
- (ハ) 代表者の氏名
- (ニ) 国内連絡先
- (ホ) 提案する大量買付行為の概要
- (ヘ) 本プランに定められた大量買付ルールに従う旨の誓約

### (b) 大量買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記(a)(イ)～(ヘ)までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者に対して、大量買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大量買付者には、必要情報リストに従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- (イ) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (ロ) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実現可能性等を含みます。）
- (ハ) 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (ニ) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (ホ) 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (ヘ) 当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関する変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大量買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して必要情報がそろって追加的に情報提供を求めることがあります。

大量買付行為の提案があった事実については、速やかに開示します。また当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、当社取締役会は、大量買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大量買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大量買付者に発送し、特別委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を開示いたします。

#### (c) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、大量買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間またはその他の大量買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

#### (d) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

(e) 大量買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間を大量買付行為待機期間とします。そして大量買付行為待機期間においては、大量買付行為は実施できないものとします。

したがって、大量買付行為は、大量買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

大量買付行為が実施された場合の対応

(a) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大量買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

(b) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の(イ)から(チ)のいずれかの類型に該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、上記(a)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (イ) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (ロ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (ニ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (ホ) 大量買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など、株主の皆さまの判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ヘ) 大量買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の本源的価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (ト) 大量買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (チ) 当社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

(c) 対抗処置発動の停止等について

上記(a)または(b)において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとは当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとは当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

本プランによる株主の皆さまに与える影響等

(a) 大量買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆さまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大量買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(b) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（大量買付ルールを遵守しない大量買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大量買付者等でないことを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、平成21年6月24日開催の定時株主総会において株主の皆さまのご承認をもって発効いたしました。有効期限は平成24年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

ただし、本プランは、(a)当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、(b)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、特別委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

#### 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容およびジャスダック証券取引所において平成20年12月1日に施行された「上場会社の企業行動に関する規範」の第13条（買収防衛策の導入）の内容を踏まえたものとなっております。

#### 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記「本プラン導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランの継続は、株主の皆さまのご承認を条件としており、株主の皆さまのご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

#### 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、その導入について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

#### 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記「大量買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

#### デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の任期を1年としておりますので、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は24百万円であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

今後、関税割当制度が廃止され、革靴輸入の完全自由化が実施されることとなりますと当社グループの製造部門のみならず、わが国の靴産業に多大な影響をもたらす可能性があります。また、靴卸売事業は得意先である靴専門店が競争の激化、後継者難などにより近年その数を減少させてきており、今後とも売上の大きな回復は困難であると予想しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

上記の様な経営環境におきまして、当社グループは、革靴輸入の完全自由化後に予想される海外ブランドの流入やブランドショップの新店に対処し、「リーガル」のブランド価値を維持・向上するための商品戦略や販売戦略を展開しております。

このように、当社グループは、ブランド戦略や社内組織の見直しなどを含む経営全般の効率化・合理化に取り組んでまいります。また、引き続き靴小売事業の強化を行ってまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

関税割当制度廃止による革靴輸入の完全自由化の可能性とそれ以前に特惠国からの輸入増加による革靴の低価格化など、国内革靴メーカーは大きな問題を抱えております。さらに景気の停滞による消費者の買い控えや低価格志向の傾向が強まり、取引先である百貨店等への売上減少傾向は続くものと思われ、加えて当社グループ独自の問題として、有利子負債が高水準にあると判断しておりますので、引き続き削減していくための施策を実施してまいります。

今後とも「リーガル」が本来持っている品質の高さやつくりの確かさをさらに追求し、海外ブランドにひけをとらない商品を提供すること、また靴小売事業を強化して靴卸売事業の売上高減少をカバーするとともに、全部門がお客さまを基軸に置き、お客さまの期待に添うべく顧客満足を追求してまいります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,000,000
計	130,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,500,000	32,500,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は 1,000株で あります。
計	32,500,000	32,500,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月30日		32,500,000		5,355		662

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 880,000 (相互保有株式) 普通株式 100,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,348,000	31,348	
単元未満株式	普通株式 172,000		
発行済株式総数	32,500,000		
総株主の議決権		31,348	

(注) 「単元未満株式」には当社所有の自己保有株式 911株および東立製靴株式会社所有の相互保有株式 918株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リーガルコーポ レーション (相互保有株式) 東立製靴株式会社	千葉県浦安市日の出 二丁目1番8号  千葉県柏市豊四季笹原 341-13	880,000  100,000		880,000  100,000	2.71  0.31
計		980,000		980,000	3.02

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,612	3,444
受取手形及び売掛金	5,085	4,316
商品及び製品	6,111	6,267
仕掛品	218	216
原材料及び貯蔵品	519	535
その他	952	970
貸倒引当金	392	392
流動資産合計	14,106	15,357
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
土地	2,290	2,290
その他(純額)	2,634	2,580
有形固定資産合計	4,925	4,871
<b>無形固定資産</b>		
のれん	77	70
電話加入権	27	27
ソフトウェア	34	31
その他	-	1
無形固定資産合計	138	131
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	4,115	4,181
敷金及び保証金	2,895	1,433
その他	2,440	2,290
貸倒引当金	164	167
投資その他の資産合計	9,287	7,737
固定資産合計	14,351	12,739
資産合計	28,458	28,097

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,293	4,322
短期借入金	6,721	5,927
未払法人税等	106	40
賞与引当金	311	169
ポイント引当金	459	459
移転関連損失引当金	243	-
店舗閉鎖損失引当金	1	-
災害損失引当金	36	32
その他	1,646	2,133
流動負債合計	13,819	13,085
固定負債		
長期借入金	1,670	1,420
退職給付引当金	3,518	3,494
移転関連損失引当金	-	221
資産除去債務	186	189
その他	1,797	1,790
固定負債合計	7,173	7,116
負債合計	20,993	20,202
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,355	5,355
資本剰余金	690	690
利益剰余金	1,635	1,875
自己株式	416	416
株主資本合計	7,264	7,504
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	210	17
繰延ヘッジ損益	5	5
土地再評価差額金	416	416
為替換算調整勘定	57	58
その他の包括利益累計額合計	142	334
新株予約権	14	14
少数株主持分	42	41
純資産合計	7,464	7,895
負債純資産合計	28,458	28,097

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	7,339	7,875
売上原価	3,860	4,079
売上総利益	3,478	3,796
販売費及び一般管理費	3,286	3,201
営業利益	191	594
営業外収益		
受取利息	12	11
受取配当金	15	12
持分法による投資利益	40	38
雑収入	11	16
営業外収益合計	80	78
営業外費用		
支払利息	43	33
売上割引	10	8
デリバティブ評価損	64	2
雑支出	15	19
営業外費用合計	132	63
経常利益	138	610
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入額	2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
固定資産除却損	2	0
投資有価証券評価損	178	165
その他	0	0
特別損失合計	181	165
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	40	444
法人税、住民税及び事業税	28	24
法人税等調整額	38	185
法人税等合計	67	209
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	107	234
少数株主利益又は少数株主損失( )	0	5
四半期純利益又は四半期純損失( )	108	240

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	107	234
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	48	180
為替換算調整勘定	5	0
持分法適用会社に対する持分相当額	7	11
その他の包括利益合計	35	193
四半期包括利益	72	428
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	73	432
少数株主に係る四半期包括利益	1	4

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

手形割引高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
受取手形割引高	326百万円	百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	72百万円	82百万円
のれんの償却額	6百万円	13百万円

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	靴小売事業	靴卸売事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,445	3,862	7,307	31	7,339		7,339
セグメント間の 内部売上高又は振替高				42	42	42	
計	3,445	3,862	7,307	73	7,381	42	7,339
セグメント利益又は セグメント損失( )	36	152	116	30	147	44	191

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益又はセグメント損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	靴小売事業	靴卸売事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3,680	4,153	7,834	41	7,875		7,875
セグメント間の 内部売上高又は振替高				39	39	39	
計	3,680	4,153	7,834	81	7,915	39	7,875
セグメント利益	238	330	569	16	585	9	594

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )	3円65銭	8円4銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額( )(百万円)	108	240
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額( )(百万円)	108	240
普通株式の期中平均株式数(株)	29,840,578	29,904,747
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		8円1銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		106,484
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 8 日

株式会社リーガルコーポレーション

取締役会 御中

### 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 古 谷 義 雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 角 田 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リーガルコーポレーションの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リーガルコーポレーション及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。